

豊丘村廃棄物の処分及び清掃に関する条例案概要

この条例は、村民の皆さんが廃棄物排出を抑制し、適正な処理をして、安全で清潔快適な生活を営み、循環型社会の形成を図るためを目的としています。

清潔の保持

- (1) 清潔を保ち、廃棄物が捨てられない管理
- (2) 空き地の雑草等の除去や害虫の駆除
- (3) 犬、ねこ等の死体を自ら処理。処分できないときは村長に届け出
- (4) ビラ、チラシ等を配布した者が清掃

村長、占有者、事業者等の責務を定め、それぞれのすべきこと

	責 務
村長	<ul style="list-style-type: none">・一般廃棄物処理計画を毎年度初めに告示。一般廃棄物の処理に関する基本的事項を定める・占有者に廃棄物処理に関し必要な措置を求める・一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格ほか、条例の施行に必要な事項は規則で定める
占有者	<ul style="list-style-type: none">・一般廃棄物処分に努め、自ら処分できない物は、村長指示の方法で収集運搬や処分に協力・廃棄物が飛散流出しないよう衛生的に排出し、収集運搬及び処分に支障を及ぼすおそれものを混入しない
事業者等	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物を自ら適正に処理・廃棄物減量や廃棄物となったものの回収・廃棄物処理施設を損壊するおそれのある製品や容器等の共同処理や技術開発・製品、容器等の誇大包装の回避・不法投棄の誘発、美観汚損を招かない工事現場の土砂、がれき、廃材等の処理・廃棄物の減量、適正な処理の確保と村施策の協力

一般廃棄物収集運搬業、処分業及び浄化槽清掃業の申請等

- (1) 許可を受ける者は村長に申請し、許可証交付
- (2) 許可内容の変更を行う場合は準用
- (3) 事業の全部又は一部を廃止、事項変更は村長に届出
- (4) 一般廃棄物を自ら収集運搬や処分、浄化槽清掃業を行うときは、村が行う一般廃棄物の処理方法に準じて処理